

技 第 3 7 4 号
建 不 第 7 8 6 号
令 和 2 年 9 月 2 5 日

部 内 各 課 の 長
様
部 内 各 出 先 機 関 の 長

技 術 管 理 課 長
建 設 ・ 不 動 産 業 課 長

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（通知）

令和2年6月19日付け技第189号、建不第380号「国土交通省直轄工事における法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について」において、令和2年10月の積算基準の改定に併せて取扱いを定めることとしていることから、下記のとおりとするので通知します。

また、各土木事務所におかれましては、貴管内市町村（千葉市を除く）へ送付をお願いいたします。

記

1 対象工事

令和2年10月以降の千葉県積算基準を適用する、全ての工事とする。

2 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

〈特記仕様書記載例〉

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3 保険付保の確認

工事請負工事契約書第55条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結した時は、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

〈火災保険等〉

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

県土整備部技術管理課

技術情報班 043-223-3273

県土整備部建設・不動産課

契約・審査班 043-223-3116